

集団指導

介護保険課

【計画系サービス編】

あなたとわくわく



マグマシティ
鹿児島市

区分変更時の引継ぎ

見立てと実際の要介護度で相違があった場合

区分変更申請

自己作成（扱い）



見立てと異なる
要介護度決定

引継ぎ



要支援継続の見立てが要介護

居宅へ引継ぎ



要介護継続の見立てが要支援

包括へ引継ぎ

要支援か要介護か判断が困難な場合

包括と居宅で
ケアマネジメント

介護度
決定

区分変更申請

給付管理

担当する可能性が
高い方がプラン作成

要支援なら包括
要介護なら居宅

包括と居宅のどちらがケアプラン作成？

過去の事例

1日3回おむつ交換の身体介護が必要

スケジュール

6:00	
	身体介護
12:00	身体介護
18:00	身体介護

× 包括が作成

○ 居宅が作成

専門職として
アセスメント

包括と居宅のどちらがプラン作成？



**依頼を受けて、担当すべき状態
像と判断された場合は、
利用者のために包括と居宅、
互いにご協力をお願いします**

ケアプランチェックでよくある指摘事項

① 必要な情報がケアプランや支援経過に落とし込めていない

⇒本人・家族・第三者がいつ見ても理解できるよう、プランへの落とし込みをして下さい。

サービス担当者会議で情報共有されたことは、第三者が読んでも理解できるよう記載してください。

⇒文字での記録がないと、「していないこと」としてみなされます。

② 介護保険最新情報Vol.1286の確認の必要性

⇒ケアプランの様式や、課題分析標準項目の一部改正について、今一度確認をして下さい。

Vol.1286において、詳しく再周知もされています。

ケアプランチェックでよくある指摘事項

③ ケアプランの内容が個別性に欠けている

⇒十分にアセスメントを行い、個別的・具体的なプラン作りをお願いします。

④ ケアプランからサービスの必要性がみえてこない

ケアプランからサービスの必要性がみえてこない

○具体的なケース

▶ ・通所リハビリと訪問リハビリの慢性的な併用利用

⇒D r の意向とともに具体的な根拠を基に利用してください。

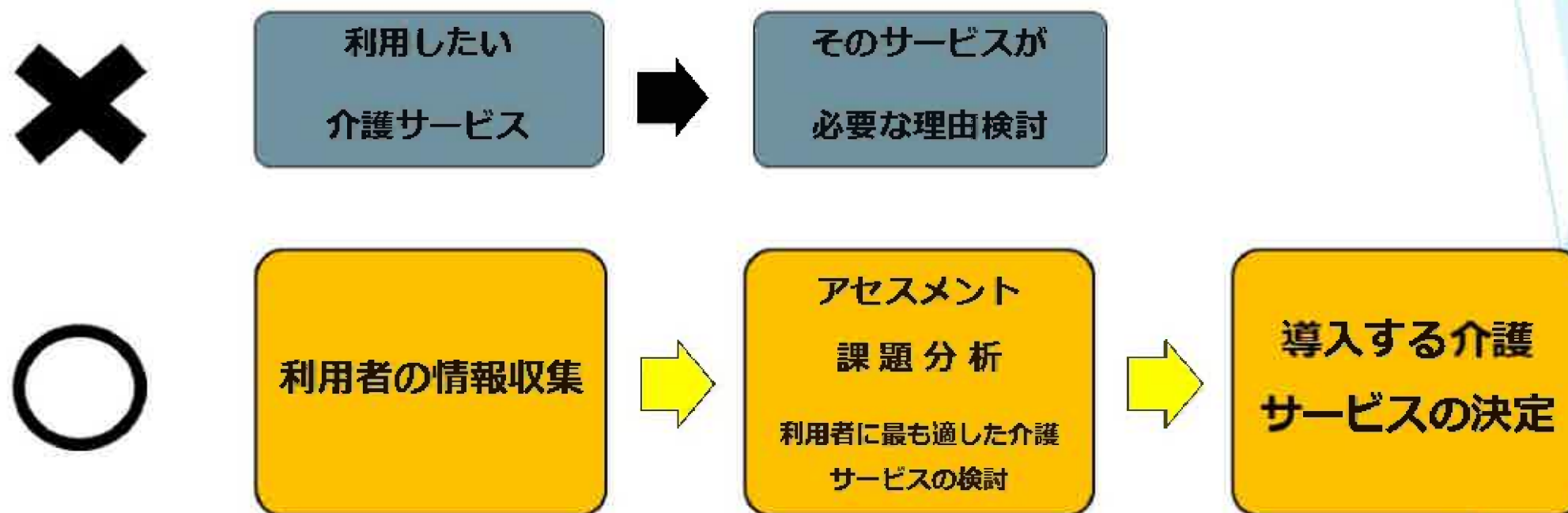
▶ ・個別機能訓練加算等の算定要件の認識の誤り

⇒利用者ごとに具体的かつ分かりやすい目標を立て、関係者間で共有してください。

⇒報酬改定の際の算定要件を再確認してください。

▶ ・高齢者向け住宅に居住している利用者への画一的なサービス導入

サービス利用が目的となり導入までの流れが逆になっている



●軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付については、

保険給付開始日 = 申請日 ※書類に不備がない場合に限る

自宅においてターミナルケアを行う場合など、

緊急に福祉用具が必要になり、確認手続きが間に合わない場合は、

窓口または電話等（閉庁日はFAX）により、

必ず事前に相談をお願いいたします。

最後に

- **介護支援専門員証の更新を忘れないようにしてください。**

①研修の計画的な受講

②研修後の県への速やかな手続き

必ず有効期間内をお願いいたします。